

保護者の皆様へ

つくばみらい市長 小田川 浩
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用の自粛に
ついて (第5報)

日頃より、市保育行政にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みに対しましても、長期間にわたり多大なるご理解とご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、茨城県は5月22日に、5月25日以降の感染拡大防止策について、県が定めた指針(別紙参照)により、4段階のうち「Stage3」から「Stage2」への緩和を発表しました。さらに、陽性者が抑えられれば、6月8日には「Stage1」に引き下げることも発表しました。

これを受けて、市としましても、保育施設利用の自粛要請が緩和できると判断し、これまで実施していた「緊急特別保育」の対応を、5月31日で終了することといたしました。

しかしながら、当面は新規感染者を発生させない取組みは必要であり、特に、保育施設等の集団生活の場におきましては、施設内感染を徹底的に防止することが求められます。あわせて、海外では緊急事態宣言解除後に新たな感染拡大が発生している例を見ると、第2波の感染拡大が懸念されるどころです。

こうしたことから、保護者の皆様には、保育施設利用の自粛要請期間を下記の期間において延長し、できる限りご協力くださるよう引き続きお願い申し上げます。

保育の利用にあたって、業種や事由によって制限するものではありません。自宅での保育が可能な場合は、できる限りのご協力をお願いするものです。

なお、今後の国・県等の動向によっては、市の対応を急きょ変更する場合もございますので、あらかじめご承知おきくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 利用自粛要請期間(継続)

令和2年6月1日(月)～令和2年6月14日(日)

※お休みいただける日がわかりましたら、施設へお早めにお伝えいただき、スムーズな保育運営にご協力願います。

※状況によって、期間を延長・または短縮する場合があります。

(裏面へ)

2 対象施設

市内すべての認可保育施設（保育所，保育園，認定こども園，小規模保育，家庭的保育）

3 保育料の取扱い

前回の「第4報」でのご案内と同様，利用自粛要請期間は日割り計算となります。

(1) 市で徴収している施設の場合（保育所（園））

- ①こども課で，通常どおり保育料を徴収します。
- ②施設からこども課へ，児童ごとの出席日数を報告いただきます（月ごと）
- ③出席日数をもとに，こども課で日割り計算し，後日保護者へ還付します。

※還付時期等が決まりましたら，ご案内いたします。

(2) 自園徴収している施設の場合（認定こども園，小規模保育施設，家庭的保育施設）

- ①施設からこども課へ，児童ごとの出席日数を報告いただきます（月ごと）
- ②出席日数をもとに，こども課で日割り計算し，後日施設へ還付額を提示します。
- ③施設から，保護者の方へ還付します。（翌月の保育料に充当される場合もあります。）

4 給食費の取扱い

ご利用の施設にご確認ください。

5 ご利用にあたって

- ・これまでどおり，各施設における健康確認のルールをお守りください。
- ・お子様をはじめ，同居のご家族に，発熱，咳または倦怠感等の体調不良の方がいらっしゃる場合は，ご利用をお控えください。
- ・送迎の際には，マスク着用等による感染防止対策のご協力をお願いいたします。

【問合せ先】

つくばみらい市保健福祉部こども課

担当：境野，齊藤

TEL：0297-58-2111（内線 4200，4208）